

獣医療法第4条に定める診療施設の構造設備基準

(獣医療法第4条、獣医療法施行規則第2条、第6条)

1. 飼育動物の逸走を防止するために必要な設備を設けること。
2. 伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を収容する設備には、他の飼育動物への感染を防止するために必要な設備を設けること。
3. 消毒設備を設けること。
4. 調剤を行う施設にあっては、次のとおりとすること。
 - (1) 採光、照明及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。
 - (2) 冷暗貯蔵のための設備を設けること。
 - (3) 調剤に必要な器具を備えること。
5. 手術を行う施設は、その内壁及び床が耐水性のもので覆われたものであることその他の清潔を保つことができる構造であること。
6.
 - (1) エックス線診療室
 - ① 人が常時立ち入る場所における実効線量が一週間につき1 mSv 以下になるようにしゃへい物を設けること。
 - ② エックス線診療室である旨を示す標識を付すること。
 - (2) エックス線診療室以外の診療用放射線装置等の使用室に関する構造設備の基準は、第六条から第六条の十一までに定めるところによること。